

県民意見の募集について

計画等の案の名称	一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
意見募集の趣旨	<p>令和4年に公布された改正児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項により、各都道府県に一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定が義務づけられました。</p> <p>また、令和6年4月に施行された内閣府令において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）が示されました。</p> <p>これまでは、児童養護施設の設備・運営基準が準用されていましたが、一時保護はこどもにとって不安が大きい状況であり、より手厚い対応が必要という観点から、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準について条例を制定します。</p> <p>なお、条例では、趣旨及び基本方針等について定めることとし、具体的な基準内容は、条例から委任された規則において定めることとします。</p> <p>つきましては、この条例（案）及び規則（案）に対する県民の皆様からの御意見を広く募集します。</p>
意見の提出期間	令和6年10月11日（金）～ 令和6年10月30日（水）
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見を提出してください（様式任意）。 ・ 電話での御意見は御遠慮願います。 ・ いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
意見の提出先	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵送又は持参の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館3階） 2 ファクシミリの場合 054-221-3521 3 電子メールの場合 kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班
備考	<p>いただいた御意見については、類似するものをまとめた上で、御意見に対する県の考え方を県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので、御了承ください。</p> <p>また、いただいた個人情報、この意見募集の内容確認のみに利用します。</p>

※意見提出様式は自由です。以下は参考です。

(別紙：参考様式)

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に関する意見

フリガナ	
氏 名	
住 所	
連絡先 (電話番号等)	
意 見	
理 由	